

平成 25 年 12 月 25 日

市内介護保険事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

日頃から、本市の介護保険行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。このたび、本市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり行政処分を決定致しました。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名古屋市中川区に所在する営利法人

(2) 事業所

名古屋市中川区に所在する（介護予防）通所介護事業所

2 処分の内容

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部の効力の停止	新規利用者の受入を停止する	平成26年1月 1日から
	介護給付費の請求の上限を7割とする	平成26年12月31日まで

3 処分の原因となる事実

(1) 概要

通所介護事業所の指定を受けるためには、事業所の基準を定める条例に基づき、その運営に必要な人員を確保し、名古屋市に申請をする必要があります。上記 1 (1) に記載の法人は、平成 24 年 4 月 27 日に提出した申請書に、勤務する予定のない人員を記載し、虚偽の指定申請を行いました。更に名古屋市が介護保険法に基づき平成 25 年 4 月 30 日に実施した監査の際に人員の配置や記録について虚偽の報告や答弁を行いました。

(2) 処分の原因となる事実の詳細

ア 虚偽の指定申請

平成 24 年 4 月 27 日に届出を行った上記 1 (2) に記載の事業所（以下、通所介護事業所という。）の指定申請書に実際には勤務できなかった職員を常勤専従の介護職員として位置づけ申請を行い、平成 24 年 6 月 1 日付の指定を受けた。（法第 77 条第 1 項 9 号、115 条の 9 第 1 項第 8 号に該当）

イ 監査時における虚偽報告

(ア) 平成 25 年 4 月 30 日に実施した実地監査において、通所介護事業所に勤務している非常勤の介護職員が、通所介護事業所とは異なる事業の業務に勤務していることを知りながら、当該介護職員が通所介護事業所の業務のみに勤務している内容の通所介護事業所の勤務表を提出した。(法第 77 条第 1 項 7 号、115 条の 9 第 1 項第 6 号に該当)

(イ) 平成 25 年 4 月 30 日に実施した実地監査において、通所介護事業所の従業者の出退勤務時間の記録が存在するにもかかわらず、当該記録が存在しない旨の報告を行い、出勤日のみを記録した出勤簿を作成し提出した。(法第 77 条第 1 項 7 号、115 条の 9 第 1 項第 6 号に該当)

ウ 監査時における虚偽答弁

(ア) 平成 24 年 4 月 27 日に届出を行った通所介護事業所の指定申請に際して、実際には勤務できなかった職員を常勤専従の介護職員として位置づける虚偽の指定申請を行った。しかし、平成 25 年 4 月 30 日に実施した実地監査において、当該虚偽の指定申請を否定する答弁を行った。(法第 77 条第 1 項 8 号、115 条の 9 第 1 項第 7 号に該当)

(イ) 平成 25 年 4 月 30 日に実施した実地監査において、通所介護事業所に勤務している非常勤の介護職員が、通所介護事業所とは異なる事業の業務に勤務していることを知りながら、当該介護職員が通所介護事業所の業務のみに勤務している旨の答弁を行った。(法第 77 条第 1 項 8 号、115 条の 9 第 1 項第 7 号に該当)

(ウ) 平成 25 年 4 月 30 日に実施した実地監査において、通所介護事業所の従業者の出退勤務時間の記録が存在するにもかかわらず、当該記録が存在しない旨の答弁を行った。(法第 77 条第 1 項 8 号、115 条の 9 第 1 項第 7 号に該当)

問合先

居宅指定係 電 話 9 7 2 - 3 4 8 7

指 導 係 電 話 9 7 2 - 3 0 8 7

F a x 9 7 2 - 4 1 4 7